

大阪 あーかいぶず

・あーかいぶずとは英語で公文書館・公文書という意味です。

平成十二年九月
第二十七号
大阪府公文書館発行

戦前における大阪の自然災害と府の対策

— 淀川の大洪水と室戸台風を中心に —

高倉 史人

● はじめに

毎年六月から一〇月にかけて、日本は梅雨と台風季節にあたり、全国で様々な被害が出ている。大阪もこの季節に多くの自然災害に襲われたが、戦前としては、明治一八年（一八八五）の淀川の大洪水と昭和九年（一九三四）の室戸台風がその代表的なものである。

ところで、淀川の大洪水と室戸台風について、当公文書館では『秘書綴』（大阪府、明治一七（一九一〇年）、『大阪気象年報』（府立大阪測候所、昭和九年）『大阪府風水害誌』（大阪府、昭和一一年）、『大阪府会議事録』、『大阪府統計書』などを所蔵している。

本稿では、これらの文書から、淀川の大洪水と室戸台風が、どのような災害で、どのような被害を大阪にもたらしたのか、また、これに対

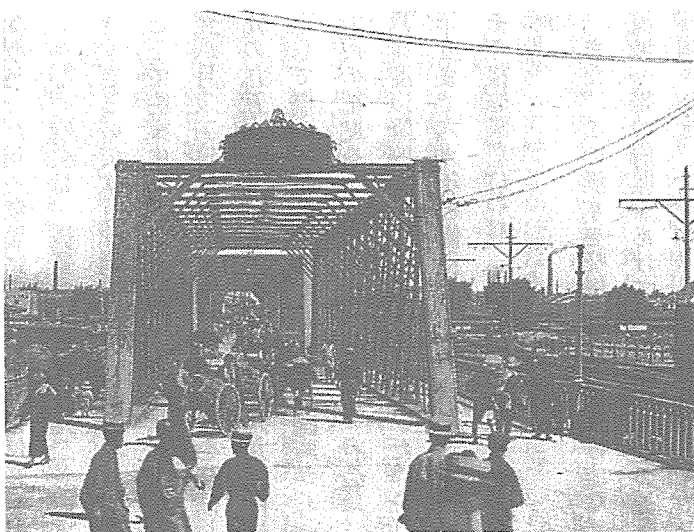
して大阪府はどのような対策を行ったのか述べてみたい。

● 淀川の大洪水

大阪は「水の都」とよばれ、淀川や大和川をはじめ多くの河川や運河から成っており、非常に水運にめぐまれた所である。しかし、昔から、梅雨や台風季節にはこれらの河川の氾濫によって、洪水に襲われることが多く大きな被害を受けてきた。このことは、明治になっても変わらず、特に、明治一八年（一八八五）に起きた淀川の大洪水では、非常に大きな被害を記録した。明治一八年は、六月の初旬から雨が半月にわたって降り続き、一七日には淀川及びその支流の水嵩が大いに増してきた。そして、同日の午後一時には、ついに北河内郡枚方町伊加賀村にある淀川の堤防が決壊し、同郡内に河水が流

目次

戦前における大阪の自然災害と府の対策……………1
— 淀川大洪水と室戸台風を中心に —
大阪に義賊がいた？— 歴史資料がほしい……………5
古文書教室と歴史教室のお知らせ……………6



明治18年の洪水後、建て替えられた天満橋
（『大阪府写真帖』より）

入し、さらに、南進して東成郡内一一〇の村落も冠水させた。また、この日には淀川の支流も氾濫し、西区松島町の路面が三〇センチメートルほど水につき、一帯の人家が床上浸水した。さらに、六月二八日ごろから降り続いた雨が七月一日には暴風雨となり、再び淀川の水嵩が増してきた。そして、前述の伊加賀の堤防が二

七〇メートルにわたって決壊し、また、寝屋川の堤防の上を水が越えたために、北河内、中河内両郡が冠水した。

翌二日には、前日決壊した伊加賀の堤防が再び一八〇メートルにわたって決壊したために、川水が大阪市内を襲い、市内の各川が溢れ、西北部の各所は膝まで没し、深い所では肩を越える位まで水が達して市内全域のほとんどが浸水した。また、このとき淀川筋の橋は上流から次々に流され、天満・天神・難波橋を始め市内の四分の一が流失・破損し大阪の交通は完全にマヒした。

七月三日になると、水はけのよい大阪市内は減水し始めたが、東成郡、茨田郡などのように庇まで浸水した地区はなかなか減水しない状態で、七月四日以降、ようやく水が引きはじめた。結局、府下全域の被害は、堤防決壊二二二カ所、浸水町村九九七、流失家屋二六、一一二戸、死者二九三人に達したのである。

● 府の対策

このような甚大な被害をもたらした淀川の大洪水に対して、大阪府は、郡役所、区役所、避難所などに被災者を収容し衣食を与え治療を施した。また、決壊した伊加賀や寝屋川等の堤防の応急的な修復を行った。当時の大阪府の状況

について、明治一八年（一八八五）七月五日の朝日新聞には次の記事が載っている。

当府庁に於いては一昨夜より数個の大金を構内に据え飯を炊き之を竹皮包となして当府出張所及河内各郡罹災者に運送せらるる事になりたるに付庁内は大なる煮出屋の有様なり（中略）……各課の吏員は一同出務は勿論なり□ども此際自宅の浸水し已に流出せんとするものは或いは家族の行方知れざる等の向もある由にて是等の人々は欠勤して家事を理せんと願出る者もありしが府庁に於ては目今非常の際に付一切之を許可せられず知事以下実に非常の尽力せらるる由なり

また、同年七月二〇日から「大阪府臨時郡部会」が開かれ、「最モ急施中ノ急施スベキ工事」である破損した道路、橋及び堤防の修復等について審議を行った。そして、土木費：二一七、八五〇円二六銭七厘（内訳：道路橋梁費四九、八五六円五五銭一厘、治水堤防費一六七、九九三円七一銭六厘）、区町村土木補助費：一七、四九四円八六銭がそれぞれ可決された。さらに、「今回ノ水害ニ係ル土木費ヲ限り特別ヲ以テ一時国庫ヨリ救助セラレントヲ望ム」という建議が南河内郡選出の溝端佐太郎議員から出され可決された。

続けて、七月二五日から「大阪府臨時区部会」が開かれ、建野郷三知事が、破損・流失した天

満橋外一八橋を鉄製に修築する件を付議した。しかし、府会は、経費が九五六、九二七円と大きすぎるので次回の通常会で審議を尽くすこととして廃案にってしまった。そのため、知事は翌八月二日に再び「臨時区部会」を開催し、先の九五六、九二七円を五六二、六九二円に修正して橋の修築費に充てること、国庫から一〇万円の補助を請うことを付議した。府会は、一八年度以降四カ年継続事業としていたのを二三年度まで六カ年と修正してこの議案を可決した。その後修築が行われ、橋梁流出の被害がなくなった。

また、この洪水を契機に、府民だけでなく、流域一帯の府県をあげて淀川改修工事の運動が展開された。そして、明治二九年（一八九六）三月には、淀川を大改修する案が第九回帝國議會を通過し、三一年から工事が行われた。なかでも、大工事は、毛馬閘門から西南に大阪湾まで長さ約一五キロメートル、川幅平均七五〇メートルにわたって開削し、淀川の水を大阪湾に注ぐ工事であり、新淀川として明治四二年（一九〇九）に完成した。

これによって、大阪市内が洪水に襲われることがほとんどなくなり、さらに、城北で淀川に合流する寝屋川の悪水排除が容易になり淀川の水の逆流の恐れが消滅した。この工事とならんで、境川運河・天保山運河・大正運河等が順次

開かれ、大阪市の河川交通網が次第に整備されたのである。

● 室戸 台風

昭和九年（一九三四）九月二日から三日にかけて、サイパン、グアム、ヤップ島付近の海上で発生した台風は、一日午後には発達しながら北西に進行しはじめた。

二〇日午前六時には沖繩島と南大東島の間に達し、ここから進路を北北東にとった。夜半には宮崎沖南東一〇〇キロメートルの海上に達し、そこから方向を北東に転じた。

翌二一日午前五時ごろ、台風は高知県安芸郡奈半利町付近（室戸岬の北西二四キロメートル）に上陸し、徳島、淡路島を通り、午前八時ごろ大阪と神戸の中間に達した。その時、大阪府全域が暴風雨に巻き込まれた。台風の中心の気圧は約九四六ヘクトパスカルと低く、したがって、風力が強く大阪の瞬間最大風速は六〇メートル以上という猛烈さであった。

加えて、低圧と暴風により大阪湾には高潮が起き、大阪市の低地は海岸から四キロメートル以上の陸地まで浸水し、堺市は全市の三割、岸和田市は二割が浸水するなど、その被害は甚大で、人畜の死傷、住宅、店舗、工場、学校、その他建築物の浸水・倒壊・流出などが著しく農

作物も大きな被害を受けた。

結局、この台風において、大阪府下は死者一、八二人、負傷者九、〇〇八人、行方不明七六人、合計一〇、八九六人に達し、実に全国死傷者の六割が大阪府であった。

また、住宅及び非住宅の全壊・半壊・流出は三〇、一四三戸、床上・床下浸水一五八、五四七戸に及び全国被害家屋の三割以上に達した。



室戸台風で浸水した西区の商店街
（『大阪府風水害誌』より）

なかでも、この台風による風水害のため、学校の被害や児童生徒・教職員の死傷が甚大であった。九月二一日の午前八時ごろは、ちょうど登

校時間に当たり、学校に児童生徒・教職員が集まっていた。また、当時木造校舎が多く、倒壊又は大破した校舎がすべて木造であった。

例えば、校舎の全壊した小・中学校二二校、半壊九八校、一部倒壊四五校、浸水三五校に及び、死亡は児童生徒六七六人、職員一八人、負傷は児童生徒二、四六九人、職員一五三人に達したのである。

● 府の対策

このような大きな被害を出した室戸台風に対して、県忍大阪府知事は、昭和九年（一九三四）九月二日に府民に対して、被害状況の説明と冷静な対処を求める次のような告諭（知事が府民に対して呼びかけたもの）を出した。

大阪府告諭第二号

今次近畿地方ヲ襲ヒタル猛颶風ハ京阪神ノ三都ヲ始メ郊外ノ町村竝ニ隣接地区ニ対シ古来稀ナル暴風惨雨ニシテ海ニ陸ニ其ノ災禍ハ未曾有ト称スベク忽チニシテ文化的施設ノ根源タル発電所ヲ奪ヒ通信機関交通機関ヲ全滅シ去リ建築物ノ倒壊店舗ノ破損無数ニ上リ暴雨及高潮ニ因リ家屋船舶漁具橋梁等ノ流出スルモノ算ヲ知ラズ稍豊熟ノ境ニ入リシ農作物モ其ノ被害夥シキモノアリ特ニ学校ノ倒壊破損スルモノ甚多ク之ガ為可憐ナル児童生徒ノ多

数其ノ犠牲トナリ校長教員ノ其ノ職ニ斃ルルモノ亦少カラザルヲ見ルニ至リタルハ洵ニ痛憾ノ極ト謂フベシ(中略)府民各位ニ於テ今回ノ非常異変ニ際シテ訓練セル体験ニ依リ冷静ノ態度ヲ持シテ臨機ノ処置ヲ為シ慎重ナル思慮ヲ以テ事ニ当ラレシコトヲ望ム(以下略)そして、同日、府庁内に「臨時暴風雨被害対策本部」を設け、六〇余の救護班を組織して被災地に派遣し医療救護に当たった。また、とりあえず一〇万人分の食料を調達して輸送・配給につとめ、寝具衣類などを用意して応急救助を行った。さらに、警察官を動員して被害者の救助・治安に当たらせ、被災地における生活必需品や応急復旧材料の不足に乗じて不当な利益を得ようとする者がでないように取締りを厳重にした。

同日午後一時より「緊急府会議員全員協議会」が開かれ、被害状況の報告と応急救護に要する経費などに関して協議した。引き続き府参事会を招集して、暴風雨水害応急費及び救助費約九〇万円の支出に関する予算を可決した。

このような緊急の対策が行われ、また、府民の懸命の努力の結果、次第に復旧がなされた。しかし、被害が大きく復旧のためには臨時の予算が必要となった。

そこで、一〇月九日に臨時府会が開かれた。これは、「中小工商业者並ニ農村方面ニ於ケル

被害者ノ応急資金ニ関スル金融問題」と「府ノ土木、学校等ノ復旧費其ノ他ニ付イテノ応急措置」などを審議することを目的としたものであった。

すなわち、県忍知事は、前者に関して、資金の窮乏を訴える中小工商业者や農民に対して、速やかに資金を融資する途を講じることが大阪府の緊急の要務と認め、これに応じるために、別案予算外義務負担案を提出した。

また、後者に関して、前述の参事会で可決された暴風雨水害応急費及び救助費では予算不足のために、学校、道路、河川、公園の復旧費用や傷病者及び感染症予防費などとして、風水害の追加更生予算案(一二七万二千余円)を提出したのである。

一方、議員の方からは、内閣総理大臣や内務・農林・大蔵・文部大臣宛の「罹災中小工業復興融資ニ関スル意見書」、「災害農山漁村ノ復興ニ対シ高度ノ国庫補助ヲ望ムノ意見書」、「風水罹災学校復旧費ノ国費支弁並ニ補助ヲ望ムノ意見書」などの建議案が提出された。

これらの案件や建議書について、南区選出の薄恕一議員の賛成の代表演説が行われ、満場一致で可決されたのである。

さらに、大阪府は、一〇月一〇日に、各方面と協力して、災害の応急及び復旧事業計画書を作成して政府に上申し、一〇月一二日には、大

阪府と事情を同じくする京都・兵庫の両府県知事と協議の上、三府県知事連名で政府に対して国家財政の支援を要望したのである。

● おわりに

戦後になって、大阪は昭和二五年(一九五〇)にジェーン台風、三六年(一九六一)に第二室戸台風などに見舞われ、大きな被害を出したが、特に大阪湾沿岸が高潮に襲われることが多かった。そこで、大阪府は、大阪市と共同して恒久的に市内の浸水を完全に防止するために、工業地域及び市街地の諸河川、運河によって囲まれる地域並びに沿岸沿いに防潮堤を建設した。また、防潮水門の設置、橋梁の嵩上げなどを実施して高潮防止対策を講じたのである。

〔参考文献〕

- ・『大阪府誌』(大阪府、明治三四年)
- ・『大阪府会史』第一編(大阪府内務部、明治三三年)
- ・『大阪府会史』第四編上(大阪府会事務局、昭和三二年)
- ・『大阪百年史』(大阪府、昭和四三年)
- ・『大阪の気象百年』(日本気象協会関西本部、昭和五七年)

(たかくら ふみと 大阪府公文書館)

大坂に義賊がいた？ 歴史資料がほしい

山本 勝司

義賊として有名な鼠小僧次郎吉が捕まって、天保三年（一八三二）八月に引廻しの上獄門になっている。この鼠小僧は、実はただの窃盗犯であったということもすでによく知られているところである。

ところが、大坂に本当に義賊がいたということが江戸時代に書かれた幾つかの記録に残っている。今から約二百年前の享和三年（一八〇三）四月に大坂町奉行所で獄門に掛けられた盗賊がそうである。大坂で生まれて大坂で育ったという濱松歌國（安永五年（一七七六）〜文政十年（一八一七））が書いた『撰陽奇観 卷之四十二』（『浪速叢書』第五所収）に、

四月七日 盗賊正九郎引巡シ 當亥三十七歳

此者ハ曾根崎村神明の邊に住宅し尼屋正九郎といふ世上へは米相庭商人のよし申立平生柔和にして近邊貧家の者へは金錢を貸あたへ當時流行の伊勢講にも加入なし至而慈悲深き人物と見せて實は夜盜を業とす然れ共大家斗りを窺ひて小賊にあらず一夜玉水町加島屋の土藏へ忍ひ入七千兩の金子を奪ふといへ共折節風雨はげしく人更に知らず然れ共天網のがれす持參せし傘を打捨歸りしが右傘の印に尼庄

とあるし有之夫より露顯して日ならず召捕られ入牢に及ふ近鄰の者も平生の行状を知るゆへ初めて盜賊なる事を聞て驚たりかゝる大盜なれども引廻シ斗りにて梟木に掛らざるゆへ助命して高野山に在りなど、風説すれども死級は近邊に恩を得たる者共密に手筋を求めて貰ひ受ケ北野の寺院に葬り石碑も有之よしなれ共 公を恐れて寺號戒名などもさだかに知る者なし其外雜説有之共略ス

とある。また、享保九年（一七二四）〜文化六年（一八〇九）の大坂の出来事を記した『至亨文記』（作者不明）も『撰陽奇観』に似た内容で載っている。こちらの方は、盗み出した金額は四千三百兩と少なくなっているが、それでも相当な金額である。

他に、肥前平戸前藩主松浦静山が書いた『甲子夜話』にも載っている（卷一八）。この著書は、將軍、大名のことから民俗、芸能、外交、奇談、噂など江戸時代後期を知る史料として有名である。

また、江戸生まれの江戸育ちである石塚豊芥子（子）が書いた『街談文々集要』にもある。この『街談文々集要』は、国立公文書館が所蔵している『内閣文庫』の中に収められている。

以上の記録からすれば、大坂に「義賊正九郎」が存在したということになるが、これらにはいくつかの疑問点がある。例えば、七千兩もの大

金を土藏に置いてあったであろうか。仮にあつたとしても、それを一人で百キログラム近くに重量の大金を盗み出せたか。三田村鳶魚は『泥坊づくし』（昭和三一年刊行 青蛙房）で、鼠小僧が盗んだ額を書き並べているが、その最高額は四二二兩である。それから、自分の家の屋号を入れた傘を置いてくるという失敗をするであろうか。

「義賊正九郎」が存在したとすれば面白いと思うのであるが、残っている記録から考えた場合、存在したか疑問である。

そこでほしいのが確かな歴史資料である。この事件の場合、本人の口書を含む大坂町奉行所が作成した裁判記録がそれに当たると思い、私なりに探しているが今のところまだ見当たらない。真に歴史を証明する資料があればと思う。

日々作成される行政文書だけでなく私文書であっても、もしかしたらそれは数百年後には、郷土史を復元するための掛け替えのない歴史資料となっているかもしれません。また、未来へのメッセージとなるかもしれません。そういった文書等があるべき場所です。しっかり管理して、我々の子孫に大切に伝えていきたいものです。文書館・公文書館というところは、そんな仕事をしています。

（やまもと かつし 大阪府公文書館）

大阪府公文書館

歴史資料教室開催のお知らせ

大阪府公文書館では、歴史資料教室として「古文書教室」と「歴史教室」を開催します。

「古文書教室」は、はじめて古文書に触れる人を対象に、古文書解読のための基礎として古文書の取り扱いやくずし字などの説明の後、当館所蔵の川中家文書（江戸時代の庄屋文書）を教材として、初心者向けの古文書解読を行います。

また、「歴史教室」では、当館で一番利用されている大阪府公報の形式と内容の変遷を説明した後、昭和初期から大阪府で起きた出来事について、大阪府公報を通して紹介します。

興味や関心のある方は、ぜひ、ご応募下さい。

◎と き

平成十二年一月二三日（月）

一月二五日（水）

一月二七日（金）

古文書教室

午前一〇時～午前一一時

歴史教室

午前一一時一〇分～午後〇時一〇分

いずれか一方のみの受講も可能です。

各回の講義内容は同じです。

◎と ころ 大阪府公文書館 三階会議室

◎受 講 料 無料

◎募 集 定 員 各回三〇名

◎募 集 締 切 平成十二年一月一〇日（火）

（定員になり次第締切ります。）

◎申 込 方 法 往復ハガキに

①住所②氏名③年齢④電話番号

⑤希望日（第三志望まで可）⑥

次に該当する場合は、その旨を

明記してください。（a いずれ

の日時でも可（b 古文書教室

のみ受講希望（c 歴史教室の

み受講希望と、

返信用にご自分の住所・氏名をご

記入の上、左記までお申し込み下

さい。

◎申 込 先 〒五五八-〇〇五四

大阪市住吉区帝塚山東二丁目一

四四

大阪府公文書館 教室係

電話（〇六）六六七五-五五五-一

二十世紀最後の年も残り三カ月余になりました。私たちが生きた時代をつぎの世紀の人達に正確に伝えていくため、資料の保存にみなさんの御協力をお願いします。

利用案内

■閲覧時間

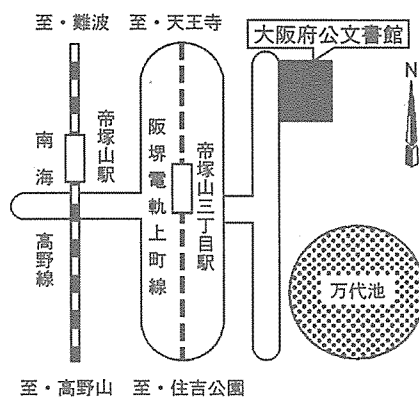
・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

■休館日

・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日

・年末年始（12月28日～1月4日）

・毎月末日（土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日）



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山三丁目（徒歩3分）
南海高野線帝塚山（徒歩6分）

大阪あーかいぶず 第二十七号

平成十二年九月十一日発行

編集発行 大阪府公文書館

大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四

電話 〇六一六六七五-五五五-一

FAX 〇六一六六七五-五五五-二

印刷 大阪府宮印刷所